

適時開示体制の概要

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は以下のとおりです。

①企業理念及び適時開示に係る基本方針

トランザクショングループ（以下「当社グループ」といいます。）は、ファブレスメーカーとして、「エコプロダクツ」「ライフスタイルプロダクツ」「ウェルネスプロダクツ」の「モノづくり」において、企画・デザインから生産（委託）・生産品質管理・販売まで一貫した事業展開を行っております。

環境に配慮したエコプロダクツ（SDG s 関連製品）、コト消費から生れる「モノ消費」に対応したライフスタイルプロダクツ、健康リスク低減に係わるウェルネスプロダクツ等その性質上、当社グループの事業は経済・社会・環境・健康と密接なつながりを持ち、当社に課せられた社会的責任を遂行するに当たっては、顧客をはじめ株主、投資家等様々なステークホルダーを含む社会全般からの信頼が不可欠であると考えております。

こうした認識のもと、当社は企業理念として

- （１）モノづくりを通し地球環境に配慮した商品を提供することにより社会貢献を行なう
- （２）「デザイン」「品質」「価格」に魅力ある商品を提供し豊かな生活文化に貢献する
- （３）国際感覚を持ち既成概念にとらわれる事無く新たな創造を続ける

を掲げ、当社グループの社会的役割を役員・社員が十分認識するとともに、入社式や社内研修、会議の場を通じ、常に共有を高め浸透させております。

また、コーポレートスローガンである「挑戦するって面白い」をもとに、グループの役員及び社員が一丸となって「モノづくり」を通じた社会貢献によって企業価値の最大化を図るべく責任ある企業づくりに邁進しております。

当社グループは、企業活動を行っていく上で、会社及び役員、社員が遵守すべき行動規範である「コンプライアンス基本方針」により、ステークホルダーへの情報公開に係る方針として「取引先、社員、株主等に対して、企業情報を適時に公正に開示をし、透明性のある経営に努める。」ことを定めております。この方針に基づき、投資者への適時適切な会社情報の開示が健全な証券市場の根幹をなすものであることを十分に認識するとともに、常に投資者の視点に立った迅速、正確かつ公平な会社情報の開示を適切に行えるよう社内体制の充実に努めるなど、投資者への会社情報の適時適切な提供について真摯な姿勢で臨むこととしております。

②適時開示に係る社内体制の状況

当社の適時開示に係る社内体制は、代表取締役会長を最高責任者、経営企画部担当取締役を情報管理責任者、経営企画部を情報管理統括部門として、以下のとおり「情報収集」「分析・判断」「公表手続き」の手順及び「教育」の体制をとっております。

(1) 情報収集

グループ内の各部門（当社各部室・子会社各社）に分散する種類及び特性の異なる情報を迅速かつ網羅的に収集するため、当社では各部室長を、子会社各社においては社長並びに本部長及び部室長を情報管理担当者として選任し、情報管理担当者は、適時開示規則及び関連法令等により情報開示の検討を要すると判断した自部門の情報を情報管理統括部門に報告する体制としております。

また、情報管理統括部門は、子会社管理業務を通じて、必要に応じて子会社各社で開催される会議にオブザーバーとして出席し、子会社各社に関する情報の精度及び鮮度の向上を図っております。

(2) 分析・判断

当社各部門及び子会社各社から情報管理統括部門に集約された情報は、情報管理責任者を通じて最高責任者に報告されたのち、最高責任者及び情報管理責任者は、適時開示規則及び関連法令等に基づく重要事実該当するか、また、投資家にとっての有用性を考慮した任意開示の必要性を含めて、情報開示の適時性、適法性及び正確性が確保されるよう協議しております。

最高責任者は、前記の協議を経て、適時開示の要否、開示内容並びに時期及び方法を決定しております。

(3) 公表手続

情報管理責任者は、最高責任者による開示の実施の決定に基づき、金融商品取引所を通じて適時開示情報の開示を行うとともに、前記により開示した情報を、ウェブサイト及び決定した方法により公表しております。

(4) 教育

会社情報の管理及び適時開示に関する社内教育は、情報管理責任者の指示により、情報管理統括部門の責任者が実施します。

また、社内教育は、企業理念、インサイダー取引管理規則をイントラネットに掲示するほか、子会社各社を含めた役員及び社員に対して教育研修を実施し、各種情報の管理、漏洩及び不正使用の防止並びに適時開示の体制及び手順に関するルールの周知徹底を図っております。

③適時開示に係るモニタリング

当社では、業務運営状況を監視するモニタリングは内部監査室による内部監査により行われています。内部監査室は、会社情報の適時開示について、適時開示規則、関連法令等及びインサイダー取引管理規則に基づいた適時、適法、正確な開示が行われているか、業務監査及び遵法性監査の観点から監査しております。

内部監査の結果は、監査報告書として代表取締役社長に報告の上、被監査部門である経営企画部の責任

者に通知されることに加え、取締役会、監査等委員会へ報告されております。

被監査部門の責任者は、監査報告書による指摘事項等について、内部監査規則に定められた方法により回答書を作成し、監査責任者に提出、監査責任者は、提出された回答書を取り纏め、代表取締役社長に報告しております。

また、監査責任者は、指摘等の対応状況につき適時、調査・確認し、その結果について取り纏め、代表取締役社長に報告しております。

④適時開示に係る情報の取扱い及びインサイダー取引の管理

当社では、インサイダー取引管理規則において重要事実の取扱いを定め、インサイダー取引の未然防止を徹底しております。

適時開示に係る重要事実については、情報管理の徹底及び不正使用を厳禁するとともに、当該事実が未公表の重要事実に該当すると判断される場合には、当該情報が公表されるまで当社株式等の売買を禁止しております。

以上

2025 年 8 月 1 日更新